

## 『図解で学ぶ保育 社会福祉』補足表

p.40 5行目

(旧) (監護上必要な範囲で身体的な罰を与えること)

(新) (監護上必要な範囲で罰を与えること)

p.41 図1-8

上図を下記に差し替え

身上監護権

